

議案第53号

藤岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

藤岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和元年6月13日提出

令和元年6月13日可決

藤岡市長 新井雅博

藤岡市条例第 号

藤岡市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第10条中「又は」を「、又は」に改める。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の藤岡市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。